

公 示 送 達 書

下記の者にかかわる次に掲げる書類を公示送達します。

なお、これらの書類は真鶴町長が保管しており、受領権限を

有する者に対し、いつでも交付します。

令和8年7月13日

神奈川県足柄下郡真鶴町長

小 林 伸 行

送達を受ける べき者の氏名 等	株式会社アトランティックラボ
送達する 書類名	令和5年度1期～令和8年度1期 固定資産税 督促状
備 考	

(注意)

地方税法20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日
を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。